

郡山市道路認定基準

昭和53年7月1日制定

昭和59年3月14日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[建設交通部道路維持課]

昭和53年7月1日

郡山市告示 第171号の2

市道路線の認定

市道に認定する道路は、一般交通の用及び不特定多数の者の用に供する道路で、法令その他、特別の定めがあるものを除き、次の各号の一以上に該当するものを具備したものでなければならない。

一級市道（幹線道路）

- ア 主要な集落と密接な関係のある国道、県道、又は公共施設、公益施設とを連絡する道路。
- イ 主要な集落を相互に連絡する道路。
- ウ 主要な集落と市街の中心部を結ぶ道路。
- エ 公共施設、公益施設これらと密接な関係にある国道若しくは県道に連絡する道路。
- オ 交通量が甚だしく多い国道又は、重要な県道のバイパス的性格のある道路。
- カ 主要な集落を整備するために必要な幹線となる道路。
- キ 地方生活圏域又は都市圏域開発のため特に市長が定める道路。

二級市道（補助幹線道路）

- ア 国道、県道、一級市道又は公共施設、公益施設に連絡する道路。
- イ 集落を相互に連絡する道路。
- ウ 集落、又は主要な生産地を結ぶ道路。

三級市道

一級、二級市道以外の道路で一般の交通の用に供する幅員**4.0**メートル以上の道路。

四級市道

一、二、三級以外の道路で一般の交通の用に供する道路。

認定の申請

私道を市道に認定するときは、下記条件を具備したものでなければならない。

認定条件

- 1) 不特定多数のものが、その道路を利用しており三級以上の道路として認定できるもの。 但し、特に市長が認めるときは幅員**4.0**メートル未満とすることができる。
- 2) 用地は無償で提供できるもので、郡山市に所有権を移転できる書類図面等が整っているもの。
- 3) 袋地でないこと。 但し、公共施設及び公益施設に連絡する路線は認定できるものとする。

市道路線の級別の変更

路線沿線の発展や施設物の新設等によって、級の変更を認めたものについては毎年3月末に変更し、4月1日より施行するものとする。

市道を廃止する場合の条件

- 1) 市道に認定されている道路で一般の交通の用に供しなくなった道路。
- 2) 公共性がとぼしいと市長が認めた道路。
- 3) 市道の再編成に伴い廃止した道路。

上記の場合は、議会の議決を得て、これを廃止する。

市道路線に認定する場合の一般的基準

昭和53年7月1日

郡山市告示 第171号の3

国土交通省所管の行政財産で一般の交通の用に供されているもの又は市有地及び市に寄付換納の手続きを完了している土地で下記の各号に適合するもの。

- イ その道路が国道、県道、市道、公共施設、公益施設等に連絡し延長35.0メートル以上のもの。
- ロ 幅員は4.0メートル以上のもの。但し、特に市長が必要と認めるときは、幅員を4.0メートル未満とすることができる。

市道路線を廃止する場合の一般的基準

昭和53年7月1日

郡山市告示 第171号の4

- 1 袋地道路で認定基準に適合しないもの。
- 2 延長35.0m未満の道路。
- 3 道路等で囲まれた区域が三角形をし、その一辺を廃止することによって迂回する延長が35.0m未満のもの。
- 4 都市計画路線で拡張計画のないもの。
- 5 土地区画整理法に基づく街かくの設計基準の用途地域別等級を参考に考慮する
- 6 交通量が極めて少ないもの。
- 7 主として農林の用に供されている道路。
- 8 開発行為によって新設された道路等は完了後2ケ年間は開発行為者の責任において維持管理しなければならない。